

○ラムサール条約とは？

ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）は、たくさんの水鳥や生きものが利用する国際的に重要な湿地を守るための条約です。

〈ラムサール条約が提唱する3つの柱〉

1. 保全・再生
生活環境を支える貴重な生態系として幅広く湿地の保全・再生を呼びかけています。
2. 賢明な利用
産業や地域の人々の生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用（ワイズ・ユース）」を提唱しています。
3. 交流・学習
湿地の保全や賢明な利用のために、人々の交流や情報交換、教育、参加などを進めることを決議しています。

○ラムサール条約湿地に登録されるとどうなるの？

湿地は、さまざまな生き物の生息地として重要なばかりでなく、私たちの暮らしを支えている貴重な資源です。ラムサール条約は、湿地の保全のみならず賢明な利用を進めていくことを目的としています。

〈「賢明な利用」とは〉

ラムサール条約では、厳しい規制により湿地を守っていくのではなく、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように湿地を活用する「ワイズユース」を進めることを謳っています。

〈例えばこんな活用方法〉

ラムサール条約湿地に登録されると、「国際的に重要な湿地」と認められ、国の内外から注目されます。これにより、教育や文化交流、観光の対象としての活用の幅が広がります。さらに、シジミなどの農水産物が、ラムサール条約湿地の自然環境で育った特産品という付加価値が付くことも期待できます。

なお、登録により新たな制限や規制等は特段生じません。従来通り酒沼で漁などをすることができます。

○ラムサール条約湿地に登録されるには

登録の要件として、次の3つをクリアする必要があります。

- ① 国際的に重要な湿地であること。
これには、9つの基準があり、酒沼は基準2と基準6に該当しています。
基準2：「危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生物学的群集を支えている湿地」…酒沼には、絶滅危惧種のヒメイトトンボが生息しています。
基準6：「水鳥の一種または亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている湿地」…酒沼には、スズガモの東アジア個体群の1%約2,500羽以上が飛来してきます。
- ② 国の法律により将来にわたって自然環境の保全が図られていること。
- ③ 地元住民などから登録への賛意が得られていること。

登録に向けた今後のスケジュール

平成26年9月	国指定鳥獣保護区の指定に係る利害関係人公聴会
10月	県指定鳥獣保護区期間満了
11月	国指定鳥獣保護区指定
平成27年4月頃	環境省から地元自治体への賛意確認
6月	第12回ラムサール条約締約国会議（ウルグアイ）

酒沼をラムサール条約 湿地登録へ



ラムサール条約登録推進協議会設立総会



8月20日、茨城県と酒沼周辺3市（茨城県・銚田市・大洗町）、さらに関係団体等で構成する「酒沼ラムサール条約登録推進協議会」が設立されました。
この協議会は、酒沼のラムサール条約への登録を地域が一体となって目指すとともに、登録後の自然環境の保全と賢明な利用を図ることを目的としています。
今後の活動は、酒沼の紹介パンフレットの作成・配布、講演会と自然観察会の開催、ワイズユース勉強会等の開催を予定しています。広く住民への機運醸成を図りながら、平成27年6月の登録を目指していきます。

酒沼ラムサール条約
登録推進協議会設立



酒沼周辺の清掃活動



親沢公園から日の出を望む